

平成30年12月

所 属 長 様

医学部・附属病院運営本部庶務課長

(人事給与制度担当 内線：2721)

学童保育等の利用に伴う勤務しないことの承認に係る制度改正について（通知）

標題について、別添のとおり法人運営本部人事課より通知がありましたので、貴所属の教職員に周知していただきますようお願いいたします。また、本改正により、下記の大阪市立大学医学部附属病院就業規則の改正が必要となりますが、こちらについては準備が整い次第改めて通知いたします。

記

【添付資料】

- ・学童保育等の利用に伴う勤務しないことの承認に係る制度改正について（通知）
- ・学童保育等の利用に伴う勤務しないことの承認取得例

【関連規程】

- ・大阪市立大学医学部附属病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程
- ・大阪市立大学医学部附属病院特定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程
- ・大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程



平成 30 年 12 月

所属長 各位

法人 運 営 本 部 人 事 課 長
(担当：大迫・山下 内線 3670)

学童保育等の利用に伴う勤務しないことの承認に係る制度改正について（通知）

標記の件について、下記のとおり制度を改正しますので、教職員に御周知ください。

記

<改正内容>

(1) 付与要件

改正前	改正後
通勤事情等により、学童保育施設に子を迎えに行くために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 (当該教職員以外にこれを行う者がいない場合に限る)	通勤事情等により、 小学校又は 学童保育施設に子を 送りに行くため又は 迎えに行くために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 (当該教職員以外にこれを行う者がいない場合に限る)

(2) 付与対象期間

改正前	改正後
所定の勤務時間の終わりにおいて1日 60分以内で必要と認める時間	所定の勤務時間の 始め又は 終わりにおいて それぞれ 60分以内で必要と認める時間(1日 最大2時間)

(3) 他の育児関係制度との併用について（別紙参照）

改正前	改正後
<育児部分休業との併用> 合わせて1日2時間以内 <育児にかかる勤務しないことの承認との併用> 合わせて1日60分以内	<育児部分休業との併用> 合わせて1日2時間以内 <育児にかかる勤務しないことの承認との併用> 合わせて1日 90分 以内

(4) その他

上記(1)～(3)に記載した事項以外については従前と同様とする。

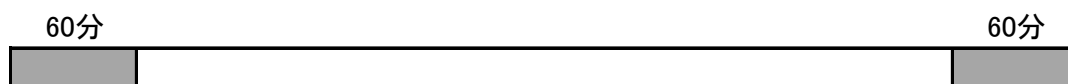
<関連規程>

- ・ 公立大学法人大阪市立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程
- ・ 公立大学法人大阪市立大学特定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程
- ・ 公立大学法人大阪市立大学特定有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

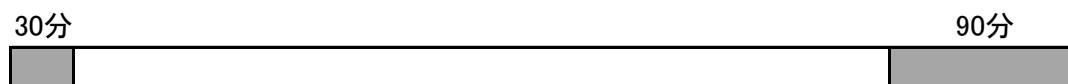
以上

学童保育等の利用に伴う勤務しないことの承認 取得例

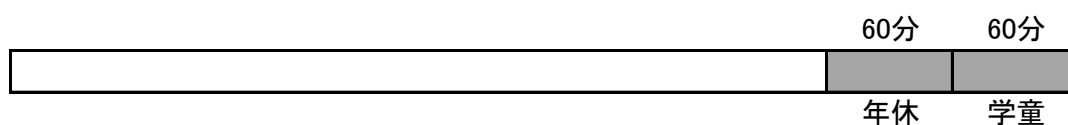
1. 他の勤務しないことの承認等を併用しない場合



⇒始業時・終業時それぞれ60分を超えないため**取得可**

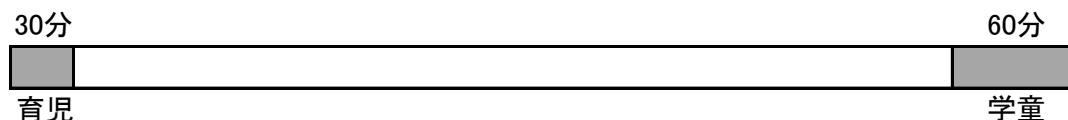


⇒合計2時間を超えないが、終業時に60分を超えるため**取得不可**



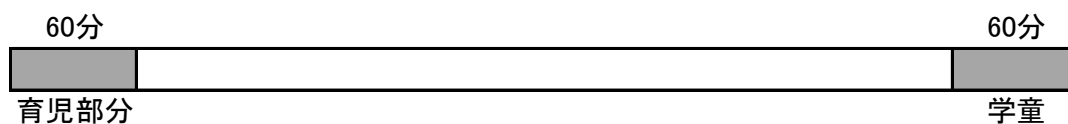
⇒時間年休とは続けて取得できないため**取得不可**

2. 育児に係る承認を併用する場合

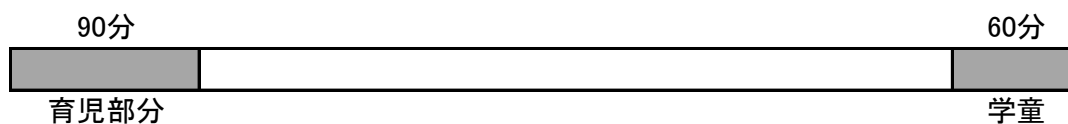


⇒「合わせて**90分**以内」の制限を超えないため**取得可**

3. 育児部分休業を併用する場合



⇒「合わせて120分以内」の制限を超えないため**取得可**



⇒「合わせて120分以内」の制限を超えるため**取得不可**